



## ～ 学校事務職員って、学校で何をする人なの？ ～

学校組織における唯一の**総務・財務**等に通じる**専門職**といわれ、

職務規定上は「**事務をつかさどる**」と学校教育法にて定められています。

☆ 学校財務（学校運営にかかわる経営資源のマネジメント）

☆ 就学保障（子どもの学習権の保障）

☆ 教職員給与・旅費・福利厚生（教職員の安定した生活維持） etc.

ここではイメージしやすい職務の一部を紹介しましたが、その職務の全体は多岐にわたります。



## ～ 学校事務職員って、学校に何人いるの？ ～

原則として、公立小・中学校には**単数配置（一人）**され、本校は**義務教育学校のため**

**複数配置（二人）**されています。これは義務標準法<sup>\*1</sup>を基にした福島県の条例により定められています。

(\*1：公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律)

保護者向け事務だよりは年3回発行し、**学校財務**と**就学保障**を中心に構成しています。

# - 子どもの学びを保障する制度 -

義務教育は、子どもの教育を受ける権利を保障するための仕組みであり、

全ての子どもが就学できるようにすることが国や社会全体の義務です。

## 《 就学援助制度 》

国の制度（学校教育法）として定められており、**各自治体**において

実施する**教育行政サービス**の一つ。

（学校教育法 第19条）経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童又は学齢生徒の

保護者に対しては、市町村は、必要な援助を与えなければならない。

〔 対 象 〕 **義務教育段階の子ども**を持つ**家庭**（小・中・義務教育学校に通う児童）

〔 認定基準 〕 家族構成や収入額によって異なる。（教育委員会が認定）

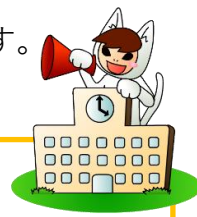


認定基準額試算表を参照（本おたより2ページ）

**児童扶養手当を受給している場合は、認定要件を満たす。**

〔 支 給 額 〕 支給項目表を参照（本おたより2ページ）

〔 申請方法 〕 学校まで連絡する。（連絡帳や電話など）



【 認定基準額試算表（令和5年度収入・所得が基準）】

家族数	家族構成	認定基準限度額（持ち家の場合）	
		給与収入の場合	給与所得の場合
5人	親2(父30代、母30代)	約4,190,000円	約2,910,000円
	子3(中2、小5、小2)		
4人	親1(母30代)	約4,090,000円	約2,830,000円
	子3(高2、中2、小5)		
	親2(父40代、母30代)	約3,450,000円	約2,330,000円
	子2(中2、小5)		
3人	親1(母30代)	約3,340,000円	約2,250,000円
	子2(中3、小5)		
2人	親1(母30代)	約2,290,000円	約1,520,000円
	子1(小2)		

※ 限度額は本市教育委員会の一例（家族構成等の様々な条件により違いが生じる）



【 支給項目表（令和5年度を参考に作成）】

支給項目	支給金額			
	小学校		中学校	
	1学年	2~6学年	1学年	2~3学年
① 学用品費	11,630円		22,730円	
② 通学用品費	-	2,270円	-	2,270円
③ 校外活動費(泊なし)	1,600円		2,310円	
④ 校外活動費(泊あり)	実費		実費	
⑤ 修学旅行費	-	実費	-	実費
⑥ 新入学児童生徒学用品費	54,060円	-	63,000円	-
⑦ 医療費	(実費を医療機関へ支払い)			
⑧ 学校給食費	実費		実費	
⑨ クラブ活動費	2,760円		30,150円	
⑩ 生徒会費	4,650円		5,550円	
⑪ PTA会費	3,450円		4,260円	



「制度は頼るもの」のではなく「**制度は活用するもの**」

気づいたときに行動して、上手に制度（行政サービス）を活用しましょう。

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）は、生徒・学生が旅客鉄道株式会社（JR）を利用し、**片道の営業キロが100kmを超える区間**を旅行する場合に、運賃が割引（大人普通旅客運賃の**2割引**）になるもの。

## 《 学生割引（学割証） 》

〔 対 象 〕 **中学校・高等学校の生徒、大学・専修学校等の学生**

〔 旅行目的 〕 生徒・学生の修学上の経済的負担を軽減し、学校教育の振興に寄与することを目的として実施されているため、対象となる旅行目的が限定される。

- (1) 休暇や所用での帰省
- (2) 実験・実習、通信教育を行う学校の面接授業や試験など正課の教育活動
- (3) 学校が認めた特別教育活動、体育・文化に関する正課外の教育活動
- (4) 就職または進学のための受験等
- (5) 学校が修学上適当と認めた見学または行事への参加
- (6) 傷病の治療、その他修学上支障となる問題の処理
- (7) 保護者の旅行への随行

〔 申請方法 〕 発行までは数日かかるため、余裕をもって申し出る。



- (1) 担任へ申し出て、申請書を受け取る。（資料1）
- (2) 申請書へ必要事項を記入し、担任へ提出する。
- (3) 担任より「学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）」を受け取る。

（資料2）

〔 購入方法 〕 JRきっぷ売り場で「学割証」と身分証明書を提出し、  
割引普通乗車券を購入する。

（使用する際にも身分証明書の提示を求められることもある）

〔 有効期間 〕 発行日から3か月間

（卒業予定者は、1月1日以降に発行した場合の有効期限は3月31日まで）

（資料1）

学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）発行申請	
令和 年 月 日	
〒 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇	
保護者氏名 〇〇〇〇 印	
下記により、学校学生生徒旅客運賃割引証（学割証）を発行して下さるよう申請します。	
記	
生徒氏名	
生年月日	年 月 日 生まれ
学年・級	学年 級
発行枚数	枚
使用目的	
使用予定	令和 年 月 日 ～ 年 月 日
乗車区間	駅から 駅まで
乗車形態	片道 往復 連続 周遊

（資料2）

学校学生生徒旅客運賃割引証 （一般学校用）			
第 〇〇〇〇 号		学校種別又は指定番号	
乗車区間	駅から 駅まで	理由	
乗車形態	片道 往復 連続		
部科及び学年	第 〇 学年(年次)		
証明書番号			
使用者の氏名及び年齢	( 才 )		
割引率	旅客鉄道会社編 2割		
有効期限	年 月 日まで		
学校所在地 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇			
学校名 〇〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇			代表者 〇〇〇 印
学校代表者氏名 〇〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇			
(発行駅)	(乗車券番号)	(発行年月日)	割引コード
(基本運賃)	(発売運賃)	(差額運賃)	41
<small>割引証に記入された個人情報は、申込内容並びに割引乗車券の購入に必要な資料や条件の確認に使用します。</small>			

社会福祉における全国共通の制度ですので、

詳細は「須賀川市公式ホームページ」をご確認ください。

### 《 児童手当 》

〔 対 象 〕 18歳までの子どもを持つ家庭

〔 支給額 〕  
(月額)

子 ども	3 歳 未 満	3 歳 以 上 ~ 高 校 生
1 人 目	15,000円	10,000円
2 人 目		
3 人 目 以 降	30,000円	30,000円

〔 支給月 〕 年6回 (偶数月)



### 《 児童扶養手当 》

〔 対 象 〕 18歳までの子どもを持つひとり親家庭

〔 支給額 〕  
(月額)

子 ども	全 部 支 給	一 部 支 給 ( 所 得 に 応 じ て )
1 人 目	45,500円	45,490円 ~ 10,740円
2 人 目	10,750円	10,740円 ~ 5,380円
3 人 目 以 降	6,450円	6,440円 ~ 3,230円

〔 支給月 〕 年6回 (奇数月)



### 《 教育扶助 》

〔 対 象 〕 義務教育段階の子どもを持つ生活保護を受給している家庭

### 《 特別支援教育就学奨励費 》

〔 対 象 〕 特別支援学校や特別支援学級、通級指導教室などに通う子どもの家庭

〔 支給額 〕 就学援助制度の1 / 2程度